

令和4年11月8日

1・2年生PTA会員様

貝塚市立第五中学校PTA
指名委員会

公 示

貝塚市立第五中学校PTA規約第10条（役員選出）の役員候補者の選出方法に従い、令和5年度貝塚市立第五中学校PTA役員立候補者の受付を下記のとおり致します。

記

1. 立候補の受付期間 令和4年11月8日（火）から11月18日（金）
2. 立候補者の受付方法 立候補される方は、立候補届に必要事項を記入の上、受付期間内に当該のPTA学級委員・PTA役員または学級担任にお渡しください。

☆なお、立候補（11月8日～11月18日）、推薦（12月5日～16日）の後、下記の日程で役員選考学級会を開く予定です。

- ① 立候補者がそろった場合の候補者の承認、補欠者の確認・選出
- ② 定数に満たない場合の候補者・補欠者の選出

役員選考学級会

令和5年1月27日（金）

19:00 英語教室1・2

（すべての保護者の皆様の出席をお願いします。
欠席の場合は委任状が必要です。
詳細については後日案内を配布します。）

【規約抜粋】

第10条（役員選出）

役員候補者は役員選考学級会において、1・2年生各学年から3名ずつを選出する。役員の役職は役員候補者の互選により決定され、次年度の役員候補者として指名委員会から公示される。役員候補者は次年度の定期総会での承認を経て役員となる。役員候補は役員選考学級会において以下の方法で選出される。

役員候補者の資格	<ul style="list-style-type: none">・立候補し、役員選考学級会で承認を得た者。・推薦を受け、これを承諾し、役員選考学級会で承認を得た者。・役員選考学級会で話し合いもしくは抽選により選出された者。
役員候補者の選出方法	<p>指名委員会は、役員立候補の公示を行う。公示期間内に役員立候補者が現れないクラスは、被推薦者（本人の承諾が必要）の募集を行う。役員選考学級会までに被推薦者が得られないクラスは役員選考学級会で話し合い、もしくは抽選により選出する。</p> <p>立候補者、被推薦者が複数ある場合は役員選考学級会において無記名の投票を行い、高得票で決定する。但し、立候補者、被推薦者が定められた人数の場合は無投票当選とする。</p>

・・・・・・・・・・・・・・・・キリトリ・・・・・・・・・・・・・・・・

P T A 指名委員会 殿

第五中学校 P T A 役員 立候補届

私は、貝塚市立第五中学校 P T A 規約第 1 0 条（役員選出）の役員候補者の選出方法に従い、令和 5 年度貝塚市立第五中学校 P T A 役員 に立候補いたします。

令和 年 月 日

（立候補者氏名） _____ 印 （生徒氏名） __年__組 _____

（立候補者住所） _____ （電話番号） _____